

保険募集コンプライアンスマニュアル 追補版

「特別利益の提供に関する留意事項」

【使用方法】

保険募集コンプライアンスマニュアル（2025年4月）P.57～60

『第2章保険業法上の禁止行為⑩特別利益の提供』の追補版として、次回改訂時までの間、差込みのうえご活用ください。

※本追補版は、2026年（令和8年）6月1日時点で施行・運用されている法令等の内容に基づいています。

10 特別の利益の提供

①基本ルール

保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者と密接な関係を有する者に対して、保険料の割引・割戻、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当と認められないもの、その他の特別な利益を提供したり、提供することを約束したりすることを行ってははいけません。

②解説

特別利益の提供は、保険契約者間の公平を害する行為として保険業法で禁止されています。

特別利益の提供となる事例

- 保険に加入していただければ、第1回保険料はサービスしますと約束して申込をいただいた（保険料の割引・割戻）。
- 保険募集人が、特定の保険契約への加入を条件に、保険契約者等に販売する車両価格を値引いた。

③ノベルティ等の基準

（変更なし）

④その他の留意点

- 団体（集団）扱・団体（集団）取扱契約において、団体（集団）の所属員ではないお客さまを、団体（集団）の所属員として契約手続きを行うことも、保険料が割引かれたり、団体（集団）事務費が支払われたりするため、「特別の利益の提供」に該当する場合があります。
- 保険契約者や被保険者だけでなく、配偶者や子ども等、親族への特別な利益の提供や提供の約束も禁止されています。
- 保険契約者が法人の場合、保険契約者や被保険者だけでなく、その役員や使用人、親子法人等への特別な利益の提供や提供の約束も禁止されています。
- お客さまからの依頼があった場合や、一時的な場合であっても保険料の立替えは行ってはいけません。
- 他業を兼業している代理店が、他業のお客さまに対して各種のサービスや物品等の提供を行う場合などにおいて、それらのサービス等の費用を保険会社や募集人等が実質的に負担していたり、お客さまへの訴求方法等によって、保険契約の締結または保険募集に関して行われたと認められるときには「特別の利益の提供」などの行為に該当する恐れがあります。

関連法令等

- 保険業法 第300条第1項第5号・第8号・第9号
- 保険業法施行規則 第232条の2、第234条第1項第1号
- 保険会社向けの総合的な監督指針 II-4-2-2 (8)
- 不当景品類及び不当表示防止法 第4条